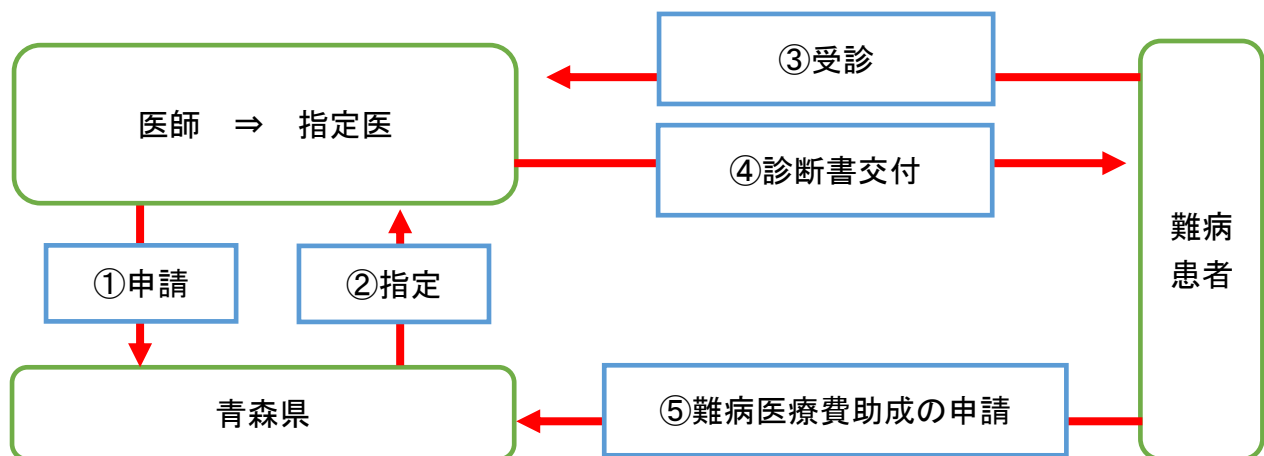


難病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて

指定医について

- ◆ 平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）に基づく難病医療費助成制度が、平成27年1月1日から始まりました。
- ◆ この制度では、知事の指定を受けた医師（指定医）のみが難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成できます。
 - ・ 難病指定医 → 新規・更新の診断書作成可能
 - ・ 協力難病指定医 → 更新のみ診断書作成可能
- ◆ 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

【難病医療費助成申請の流れ】



【問合せ先】

青森県 健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ
電話：017-734-9215
メール：nanbyou@pref.aomori.lg.jp

指定医の要件・役割

【要件】

- ①診断又は治療に5年以上従事した経験があること
- ②申請時点において、厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格を有していること（※1）
- ③知事が行う研修（オンライン研修）を受講していること（※2）

- ◆ 難病指定医 : 上記のうち①+②、①+③
- ◆ 協力難病指定医 : 上記のうち①+③

※1 専門医のリストは[こちら（別表）](#)を御覧ください。

※2 オンライン研修を受講するためには、事前の申し込みが必要です。詳細は[こちら](#)を御確認ください。

【役割】

- ◆ 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成すること。
- ◆ 国が構築する指定難病患者データベースに登録する患者データ（診断書の内容）を都道府県等に提供すること。

新規指定申請時必要書類

- ・ 指定医指定申請書
- ・ 医師免許証の写し
- ・ 【専門医資格を有する場合】
専門医認定証（※専門医資格の有効期間を必ず御確認ください。）
- ・ 【専門医資格を有しない場合】
知事等が行う研修課程を修了したことを証する書面（オンライン研修修了証）

留意事項

- ◆ 指定後、青森県から申請者あてに指定通知を送付します。
- ◆ 指定を受けた医師の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関等を青森県のホームページで公表します。(公表ページは[こちら](#))
- ◆ 指定医の指定の有効期間は5年間です。期間満了日の6か月前から期間満了日までの期間に更新申請を行う必要があります。詳細は[更新案内](#)を御確認ください。
- ◆ 専門医資格を有する指定医が、指定の有効期間内に専門医資格を失効した場合は、区分が変更となりますので必ず御連絡ください。
- ◆ 以下の申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及び変更年月日について、指定を受けた知事に届け出る必要があります。
【変更の届出事項】
氏名、生年月日、電話番号、医籍登録番号・登録年月日、担当診療科名、
主として指定難病の診断を行う医療機関(名称・所在地)
※指定医の異動があった場合は必ず変更届を提出してください。(届出は、指定医本人からのほか、医療機関事務担当者が取りまとめる形でも問題ありません。)
- ◆ 「主として診断を行う医療機関」が県外の医療機関に変更となる場合は、①青森県の指定を辞退し、②変更先の都道府県に新規指定申請を行っていただく必要があります。
- ◆ 指定医が死亡した場合は、その者の親族または従事先の医療機関の管理者が届け出る必要があります。

指定医の申請手続

【申請手続】

必要書類一式を下記提出先に郵送で提出してください。

【提出先】

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ